議案第１０７号

久喜市農業委員会の委員の定数に関する条例

久喜市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成22年久喜市条例第151号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88条）の規定に基づき、久喜市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び久喜市農地利用最適化推進委員（以下「農地利用最適化推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条　農業委員会の委員の定数は、19人とする。

2　農地利用最適化推進委員の定数は、30人とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員の任期満了の日（農業委員会の選挙による委員（以下「選挙による委員」という。）の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

（久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3　久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部会長の項中「月額　36,000円」を「月額　47,000円」に改め、同部同代理の項中「月額　30,000円」を「月額　39,000円」に改め、同部委員の項中「月額　28,000円」を「月額　35,000円」に改め、同部に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額　20,000円

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

　農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。